

## 山梨県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）により、知事に申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款（法第42条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を行うことが確認できるもの）及び登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- 二 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び収支決算書（申請年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 三 申請に係る意思決定を証する書類（定款等に則って意思決定されたことが確認できるもの）
- 四 支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類（様式第2号）
  - イ 組織及び運営に関する事項（山梨県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準（以下「指定基準」という。）第3条、第5条及び第7条に関する事項）
  - ロ 支援業務の概要に関する事項（支援業務の内容、対象とする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合はその範囲及び対象区域）
- 五 役員の氏名及び略歴（うち、少なくとも一人は過去3年間支援業務に係る実績を有することが確認できるもの）を記載した書類（様式第3号）
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類（申請年度から過去3年間の実績が確認できるもの）（様式第4号）
- 七 法第42条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を自ら又は委託して実施する場合は、債務保証業務を実施する者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）による登録を受けた家賃債務保証業者であることを証する書面
- 八 指定申請者及びその役員又は職員が、指定基準第6条に適合している旨並びに指定基準第8条第二号及び第三号の規定を遵守することを誓約する書類（様式第5号）
- 九 法第46条の規定により区分して経理する書類及び法第47条第1項に規定する帳簿の例となる書類
- 十 個人情報取扱規程又はこれに準じる書類
- 十一 山梨県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書類
- 十二 その他支援法人の指定にあたって参考となる書類

### (支援法人の指定)

第3条 知事は、前条第1項の指定の申請書の提出があった場合、指定申請者が法第40条各号に掲げる基準及び指定基準に適合していると認められるときは、支援法人として指定できるものとし、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第6号）により、指定申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第1項の指定の申請書の提出があった場合、指定申請者が法第40条各号に掲げる基準及び指定基準に適合していないと認められるときは、指定しないものとし、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第7号）により、指定申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 前条第1項の規定により指定された支援法人（以下「指定支援法人」という。）が、法第41条第2項の規定により行う変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第8号）により行うものとする。

（家賃債務保証業務の委託）

第5条 指定申請者又は指定支援法人（以下「指定申請者等」という。）は、法第43条の規定により、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、債務保証業務委託認可申請書（様式第9号）に当該認可に係る委託契約書の写しを添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、業務委託の内容が指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、債務保証業務委託認可通知書（様式第10号）により、指定申請者等に通知するものとする。

3 知事は、第1項の業務委託の内容が、指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、債務保証業務の委託を認可しない旨の通知書（様式第11号）により、指定申請者等に通知するものとする。

4 前3号の規定は、第二号により認可した内容を変更する場合にも適用する。ただし、この場合にあつては、指定申請者等を指定支援法人と読み替えるものとする。

（債務保証業務規程の認可）

第6条 指定申請者等が債務保証業務を行う場合は、法第44条第1項前段の規定により債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、債務保証業務規程認可申請書（様式第12号）に添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、債務保証業務規程が指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、債務保証業務規程認可通知書（様式第13号）により、指定申請者等に通知するものとする。

3 指定支援法人は、前号の規定により認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、法第44条第1項後段の規定により債務保証業務規程変更認可申請書（様式第14号）に変更した債務保証業務規程を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

4 知事は、前項の申請書の提出があった場合、変更した債務保証業務規程が指定支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第15号）により、指定支援法人に通知するものとする。

5 知事は、第2項及び第4項において、それぞれの債務保証業務規程が各々の公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、それぞれ債務保証業務規程の認可をしない旨の通知書（様式第16号）及び債務保証業務規程の変更を認可しない旨の通知書（様式第17号）により、各々に通知するものとする。

（事業計画等の認可）

第7条 指定支援法人は、法第45条第1項前段の規定により、毎事業年度の開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）に、支援業務事業計画等認可申請書（様式第18号）に翌事業年度の支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合、事業計画等が指定支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、支援業務事業計画等認可通知書（様式第19号）により、指定支援法人に通知するものとする。

3 指定支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、法第45条第1項後段の規定により、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第20号）に、変更した事業計画等を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

4 知事は、前項の申請書の提出があつた場合、変更した事業計画等が指定支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第21号）により、指定支援法人に通知するものとする。

5 知事は、第2項及び第4項において、それぞれの事業計画等が各々の公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、それぞれ支援業務事業計画等の認可をしない旨の通知書（様式第22号）及び支援業務事業計画等の変更を認可しない旨の通知書（様式第23号）により、指定支援法人に通知するものとする。

6 指定支援法人は、法第45条第2項の規定により、毎事業年度経過後3月以内に支援業務事業報告書等提出書（様式第24号）に支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、知事に提出しなければならない。

（支援業務の休廃止等の届出）

第8条 支援法人は、支援業務を休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人業務休廃止等届出書（様式第25号）を知事に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第9条 知事は法第50条の規定により、指定支援法人の指定の取り消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第26号）により、指定支援法人に通知するものとする。

2 指定申請者等は、やむを得ない理由により法第40条の規定による指定又は指定の申請を辞退する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第27号）を提出するものとする。

第10条 知事は、第3条第1項に規定する指定をする場合、支援業務の対象となる区域の市町村の長（以下「市町村長」という。）へ意見を聴取することができる。

- 2 前項の意見聴取は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）及び支援業務の実施に関する計画（様式第2号）を添えて行うこととする。
- 3 指定申請者は、第1項の規定により知事が市町村長に行う意見聴取に同意するとともに、市町村長が意見書作成に必要と認める場合、市町村長の調査等に協力をするものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。